

# はじめに

春日井市では、500を超える区・町内会・自治会が活動しています。地域によっ てその活動内容はさまざまですが、区・町内会・自治会は、住みよいまちづくりを進 めるために、地域の核として重要な役割を担っています。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化などが進み、生活に密接に関わる町内会活 動への関心が低くなるなど、町内会を運営するうえでの課題もあることから、運営に 不安を持たれている方もいらっしゃるかと思います。

この「区・町内会・自治会のしおり」は、町内会運営や活動を行ううえで役に立つ 情報をまとめたものです。

こちらを参考にしていただき、少しでも区・町内会・自治会の会長、役員の皆様の 負担が軽減でき、良好な地域コミュニティの維持にお役立ていただければ幸いです。

春日井市民の誓い		
みどり そだ しぜん まも なで緑を育て自然を守ろう		
<sup>たいせつ</sup> んでからだをきたえ いのちを大切にしよう		
い じかん まも いに時間と ルールを守ろう		
せいしん ぶんか ろにゆとりをもち 清新な文化をきずこう		
<sup>ゅた</sup> をとうとび 豊かなくらしをめざそう		

## 目 次

#### 1 区・町内会・自治会のあり方 頁 (1)(2)(3)P イ ウ 力 町内会活動に活用できる!書類テンプレート集 ……………7 (4)(5)(6)

## 2 町内会活動に役立つ制度

### <補助制度>

(1)	区町内会助成金
(2)	防犯灯電気料補助金
(3)	防犯灯設置事業費補助金
(4)	多世代交流事業補助金
(5)	コミュニティ集会施設整備事業費補助金
(6)	コミュニティ集会施設耐震診断費補助金
(7)	防犯カメラ設置事業補助金・防犯カメラ維持管理費補助金12
(8)	防犯パトロール用品購入補助金
(9)	地域防災組織支援事業補助金
(10)	消防防災施設等整備事業補助金
(11)	介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金 14
(12)	敬老会地域開催補助金
(13)	資源回収団体奨励金
(14)	ごみステーション整備にかかる補助金
(15)	空き家地域貢献活用事業補助金
<自治会活	<b>5動(コミュニティ)保険&gt;</b>
<物品の貨	資出・配布>
(1)	地域コミュニティ活動用備品の貸出

(2)	自動体外式除細動器(AED)の貸出
(3)	レクリエーションスポーツ用具の貸出
(4)	回覧板の配布
(5)	加入促進用のぼり旗の貸出
<印刷>	>
(1)	加入促進活動に使用するチラシ等の無料印刷および配付について…20、21
(2)	印刷機等の利用
<講師派	<b>徒・講座開催&gt;</b>
(1)	スポーツ指導員の派遣
(2)	自然体験・自然講座の講師派遣
(3)	消費生活講座の講師派遣
(4)	安全安心地域アドバイザーの派遣
(5)	生涯学習出前講座の開催
(6)	認知症サポーター養成講座の開催
(7)	健康づくり出前講座の開催
くその他	b>
(1)	市民活動団体とのコーディネート
(2)	文書翻訳支援事業
(3)	街づくり支援制度

# 3 福祉

(1)	春日井市社会福祉協議会について
(2)	民生委員・児童委員、主任児童委員について
(3)	自立支援相談コーナー(生活困窮者支援)について
(4)	地域包括支援センターについて

## 4 防犯・防災

(1)	ß	方犯
	防药	泡灯の設置及び維持管理
(2)	ß	方災
	P	災害時要援護者支援制度
	1	「安全安心情報ネットワーク」(防犯・防災情報の配信)30
	ウ	地域における防災マニュアル作成の手引き
	I	自主防災組織リーダー研修会
	才	市からの避難情報

# 5 市との関わり

(1)	区・町内会・自治会に関連のある市の業務
(2)	市から区・町内会・自治会へ依頼する主な事項34
(3)	広報春日井の配布
(4)	市の主な年間行催事予定
(5)	市ホームページへの回覧文書データ掲載について36
(6)	春日井市からの情報配信について
(7)	春日井市市民活動促進基本指針
(8)	春日井市町内会活動支援のあり方
(9)	春日井市区長町内会長連合会

# 

# 1 区・町内会・自治会のあり方

## (1) 区・町内会・自治会の役割

区・町内会・自治会は、一定の地域内の住民が、地域を住みよいまちにするため、 自主的に組織している団体です。団体の規模やこれまでの経緯など、地域の状況によってその活動内容は異なるものの、住みよいまちづくりを実現するために次のような 活動を行っています。

### 協働のまちづくり

#### 地域の意見集約

要望事項の取りまとめなど、地域の意見集約を行い、行政や警察などに地域の代表 として意見を伝えます。

#### 地域の情報共有

回覧板や独自の広報紙などにより、工事の案内やイベントの開催などの地域の情報 を共有します。

#### <u>住民間の連絡調整</u>

個人や世帯だけでは解決できない地域の課題を話し合うことで、住民間の連絡調 整をはかります。

## 住みよい環境づくり

#### 地域の清掃・美化活動

公園や共有地の清掃など、地域の方々で利用する場所の環境整備を行います。

### ごみステーションの維持管理

住民が共同で利用するごみステーションの清掃や移設等の調整を行います。

### 近所の親睦、顔の見える関係づくり

イベントを開催し、住民間の親睦をはかっています。伝統ある行事を開催することで、 歴史文化の継承を行います。

### いざという時のための基盤づくり

#### <u>共助による防災力の向上</u>

地域の防災訓練や防災備蓄品の整備を行うことで、災害時に備えています。また、 平常時に隣近所の方とつながりをつくり、共助による防災力を向上します。

#### 交通安全、危険箇所等の確認

交通安全運動への参加、地域内の危険箇所の確認、防犯灯の設置・維持管理などを 行うことで、交通事故を未然に防いだり、地域の安全の向上をはかります。

#### <u>子ども、高齢者の見守り</u>

登下校時の子どもの見守りや、高齢者の安否確認を行うことで、安心して暮らすこ とのできる地域をつくります。

## (2) 区長·町内会長・自治会長の役割

区長・町内会長・自治会長の役割は団体を代表し、統括することです。区・町内会・ 自治会の活動にあたっては、役員同士で連携・協力し、地域住民と一体となって住み よいまちづくりを進めていきましょう。

○区・町内会・自治会内の各種団体(子ども会・老人クラブ等)や住民相互の調整 を図る。

○住民の意見を取りまとめ、行政への橋渡しをする。

○各種公的委員を推薦する。

#### ◆町内会の仕事は分担して行いましょう。

## (3) 区・町内会・自治会の運営

区・町内会・自治会の運営について法律や規則等の取り決めはありません(認可 地縁団体を除く。)ので、会員相互の理解が得られる方法で民主的に運営していく ことが大切です。

○住民総意による規約(会則)をつくる。

○民主的かつ公平に運営し、住民の意見を取り入れた組織とする。

○役割分担により、多くの住民が参加できるようにする。

○事業計画や報告、事業別予算や決算を作成し、団体の透明性を高める。

#### ア役員の選出

役員の選出は、輪番・投票・推薦・抽選等いろいろな方法があります。地域に住む 人の中には、家庭の事情や心身の状態により、役員を引き受けることが難しい人がい るかもしれません。役員を引き受けることが難しい世帯は役員を免除したり、役員の 仕事を皆で分担したりする等、協力し支え合って区・町内会・自治会の運営を行うこ とが大切です。

また、役員交代の際は、新役員にしっかりと引き継ぎをしましょう。

#### イ 役員の引き継ぎ

役員や担当者が交代しても区・町内会・自治会の運営が滞らないようにするには、 旧役員から新役員への引き継ぎをしっかりと行うことが大切です。1年ごとに役員が 交代する団体が多いことから、誰が役員になっても活動の内容がわかるよう、引き継 ぎ書を作成するなどして、円滑な運営を行いましょう。

## ◆引き継ぎの仕方

#### ① 引き継ぎファイルの作成

役職や役割ごとにファイルを作成し、総会資料、日頃の業務内容一覧、活動記録 をまとめましょう。また、活動の中で気付いたことのメモや、参考となった資料が あれば一緒にファイルに綴じておくと、後任の方の参考になります。

#### ② 記録写真を残す

行事を行う時は、文書だけの引き継ぎでは実際の様子が伝わりにくいこともありま す。準備の過程や、会場の設営状況を記録写真として細かく残しておくことで、長 年経験を積んだ特定の人しかわからない、といった状況をなくし、経験のない役員 でも活動できるよう工夫していきましょう。

#### ③ 十分なコミュニケーション

後任の役員にとってわかりやすいように事務を引き継ぐためには、文書やデータ で残すのはもちろんですが、旧役員と新役員が十分にコミュニケーションを図るこ とが重要です。

例えば、新旧の役員が一堂に会して前年度の書類を掲示しながら丁寧に新役員に 引き継ぐ場を設けたり、逆に、忙しい役員のため、新旧の代表者同士が密に連絡を 取り合ったりするなど、それぞれの実情に合わせた工夫が必要です。

# ◆その他

#### 金融機関預貯金口座名義人の変更

区・町内会・自治会で管理する金融機関預貯金口座を引き継ぐ際は、記帳を行い残 高などの確認を行いましょう。また、預け入れが終わっていない現金などがないよ う注意しましょう。

金融機関預貯金口座の名義人は、「〇〇区 区長 〇〇〇」や、「〇〇町内会 会計 〇〇〇」など代表者や会計の名前となっているところが多くあります。名義人 を変更する際は、金融機関によって役員名簿や活動報告書の提出が必要となる場合 がありますので、事前に金融機関へ確認してから手続きを行いましょう。

市から補助金等の交付がある団体は、<u>年度の途中で</u>口座名義人を変更した場合、 市民生活課に変更した旨の連絡をしてください。

#### ウ 個人情報の保護

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を特定できるものを指し ます。氏名だけでなく、住所や電話番号、生年月日など関連して管理されている場合、 それらも個人を特定できる情報として個人情報に含まれます。

「個人情報保護法」(平成17年4月施行)は、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利と利益を保護することを目的に制定されました。

区・町内会・自治会も個人情報保護法の適用対象ですので、個人情報を適正に取扱 い、管理することが必要です。

そこで、名簿作成を例に、個人情報を取扱う上で注意すべき点をまとめましたので、 参考にしてください。

## ◆個人情報を集める前に

#### ①利用目的を明確にする

何の目的で作る名簿なのか、あらかじめ明確にし、会員にきちんと説明出来るように しましょう。「団体の運営管理のため、災害発生時における安否確認のため、敬老会の ため」など、利用目的を特定し、その他の目的には使用してはいけません。

#### 必要な個人情報を検討する

①で決めた利用目的に沿って、名簿に記載する個人情報の内容を検討します。その際、 収集する個人情報は必要最小限に留めましょう。

また、世帯代表者だけの情報でよいのか、家族全員の情報が必要なのかは利用目的に よって異なるため、会員のみなさんでよく話し合って決めましょう。

※宗教・政治・本籍地にかかわる情報は、「個人の権利や差別に関わる情報」のため、 個人情報保護法で禁止されてはいませんが、収集にあたっては注意してください。

③ 管理方法をルール化する

作成した名簿は、誰が、どこで、どのように管理するのか確認できるようルール化し、 町内会の規約等に記載するか、単独で明文化しておきましょう。ルール化したものは、 総会や回覧板等を通じて年に1回程度会員へ周知し、個人情報を町内会へ提供すること への理解を得ましょう。

※会員名簿の管理方法に限らず、個人情報の取扱いについてルール化したものを明文 化し、団体の中で共有することは、会員の認識を統一するのに有効な手段です。

ルールづくりにあたって決まりごとはありませんが、例えば次のような事項につい て定めておくとよいでしょう。

〇個人情報を管理する人	〇個人情報を取扱う人
〇管理方法	〇利用目的
〇漏えいへの対応方法など	

## ◆個人情報を集める時は

### ①利用目的への同意を得る

名簿の利用目的を説明・明示し、同意を得た上で情報を提供してもらいましょう。 なお、個人情報は本人から収集するのが原則です。

#### ② 収集の方法

個人情報を集める時は、できるだけ人の目に触れない方法をとりましょう。やむ を得ず、回覧等で集めるといった方法もありますが、本人が個人情報を回覧される ことに同意できない場合は、記入する必要がない旨を明記しましょう。

なお、会員の方からあまり協力を得られないようであれば、収集方法を変更し、 みなさんが納得できる収集の方法を話し合う必要があります。

## ◆名簿の運用・管理

#### ① 第三者への個人情報の提供

第三者から個人情報の提供を求められた場合、利用目的に含まれていない内容に ついては、本人の同意がなければ提供はできません。この場合、あらためて本人の 同意を得る必要があります。また、提供した場合も、提供先などを記録し、一定期 間保管しておきましょう。

次のように緊急性を要し、本人の同意を得るのが困難な場合は、同意を得なくて も第三者に個人情報を提供できます。【個人情報保護法第27条第1項】

1. 法令に基づく場合(警察からの捜査等に関わる照会のため)

2. 人の生命、財産を守る場合(災害発生時の安否確認のため) など

#### ② 情報の漏洩を防ぐために

作成した名簿は鍵のかかる場所に保管し、不特定多数の人の目に触れさせないこ とや、電子データの場合は、パスワードをつけるなど情報が漏洩しないよう適切な 管理を行いましょう。

### ③情報の更新、古い名簿の廃棄

会員から引っ越し等で名簿からの削除や訂正の要望があった場合、速やかに個人 情報の更新を行いましょう。また、古い名簿には、既に引越ししている世帯や、家 族構成が変わっているなど、利用できない個人情報が含まれている可能性がありま す。定期的に名簿の更新を行い、古い名簿はシュレッダー等で適切に廃棄するよう にしましょう。 エ 市からの支援

区・町内会・自治会の運営を支援するために、市では次のような取り組みを行って います。

○さまざまな補助制度を設けて、財政面から活動を支援しています。

…8~15 頁参照

○安心して地域活動が行えるよう、自治会活動保険に加入しています。 …16~17 頁参照

○イベントで使える備品や自動体外式除細動器(AED)を無料で貸し出しています。⋯18~20 頁参照

○町内での連絡に役立つ回覧板を、必要に応じてお渡ししています。

…19 頁参照

○町内会が未加入者に配布する加入呼びかけチラシ等もご要望に応じてお渡しします。また、戸籍住民課窓口にて、市外からの転入者・転居者に、町内会への加入呼びかけチラシを配布しているほか、市の窓口、ホームページで加入申込を受け付けています。

#### オ 規約(会則)

規約(会則)は、区・町内会・自治会活動の基本となる決まりです。会員の納得が 得られ、地域での活動や団体の規模に合った規約(会則)を作りましょう。なお、規 約(会則)は地域の実情に応じてたえず見直しをすることが必要です。

※認可地縁団体が規約を変更する場合は事前に市民生活課へご相談ください。

#### 力 事業計画書·事業報告書

年度始めに、いつどのような事業を行うかという事業計画を立て、それに基づき事 業を実施し、年度の終わりに、いつどのような事業を行ったか事業報告を行う等、団 体の活動の実績を明らかにしましょう。

#### キ 会計処理と予算・決算

区費・町内会費・自治会費は、区・町内会・自治会に所属する会員の共有財産であ り、常にその状況を明らかにしておく必要があります。

- ○区・町内会・自治会は、様々な思想や信条を持った住民で構成されており、選挙 運動や神社祭礼行事などに各団体名で関わることは好ましくありません。
- 市からの補助金を神社祭礼費などに充当することは、補助金の目的からふさわし くありません。
- ○団体の活動費と神社等の祭礼関係の経費は、明確に会計を分けておくことが必要 です。
- ○マンションの管理組合費(共益費部分)も別会計にしましょう。
- ○適正な会計処理の観点から、区長・町内会長・自治会長は会計担当や監事を兼務 しない方が好ましいと言えます。

## (4) 町内会活動に活用できる!書類テンプレート集

町内会の運営、活動に役立つ書類のテンプレート(ひな形) を作成しました。市ホームページからワードファイルがダウン ロードできます。

町内会の書類を作成する際にぜひご活用ください。

### ★掲載しているテンプレート一覧

1	総会のお知らせ	8	転入者向け加入案内
2	総会のお知らせ(委任状付)	9	町内会規約
3	書面表決書(1)	10	事業計画書
4	書面表決書(2)	11	事業報告書
5	議事録	12	予算書
6	総会結果報告書	13	決算書
7	行事開催案内	※掲載内容は更新される場合があります。	

## (5) 町内会活動Q&A集

会長等になられる方を対象に町内会活動に関してよくお尋ねが ある項目について、1問1答でご案内をしています。



市ホームページ (ページ番号 1036510)

## (6) 活動事例の紹介

町内会活動の参考としていただけるよう、市内外の特色ある活動を ご紹介するものです。工夫して活動している取り組みなどを紹介する ことで、町内会活動の継続や、地域の活性化につなげることを目的に 作成しています。



市ホームページ (ページ番号 1036511)

市ホームページ (ページ番号 1034118)

## 2 町内会活動に役立つ制度

## <補助制度>

補助制度によっては、**事前に協議・申請が必要な場合や書類等の提出期限がある場合があ** りますので、ご利用をお考えの際は早めに担当課へご相談ください。 なお、申請の際は、市に登録された団体名を用いてください。

\_\_\_\_\_

## (1) 区町内会助成金

住民相互の連携と地域社会の発展を図るため、区・町内会・自治会が自主的、主体的に行う事業に対し、助成します。手続きの詳細は、対象団体に別途ご案内します。

【交付額】区・町内会・自治会加入世帯数(4月1日現在)×600円 ※加入世帯数は、会則・規約等に定める世帯数とします。

【手続きの流れ】助成金交付申請書兼請求書の提出 → 助成金交付決定通知書送付 → 助成金交付

問い合わせ/市民生活課(285-6617)

## (2) 防犯灯電気料補助金

区・町内会・自治会が維持管理する防犯灯の電気料を補助します。

【交付額】防犯灯年間電気料相当額(4月分電気料×12ヵ月) ※100円未満切捨て

【手続きの流れ】補助金交付申請書兼請求書、4月分の電気料金領収書の写しを提出 → 補助金交付決定通知書送付 → 補助金交付

※自動点滅器の故障等により日中も点灯しているものや、球切れや器具の故障などにより点灯して いないものが稀に見受けられます。適切な管理のため、設置状況など、定期的に確認していただ きますようお願いします。

※防犯灯を蛍光灯型からLED型へ更新された場合、電気工事店から電力会社への申請が必要となります。申請を忘れると、契約が変更されず電気料金が削減されないことがございますので、ご確認ください。

## (3) 防犯灯設置事業費補助金

犯罪防止や交通事故防止等の目的で、区・町内会・自治会が LED 型の防犯灯を設置する 事業に対し補助します。

【交付額】下表のとおり

※交付額は1灯当たりの設置費用に補助率を乗じたもの(100円未満切捨て)【手続きの流れ】補助金交付申請書類等の提出 → 補助金交付決定通知書送付

→ 工事開始 → 工事完了報告 → 補助金額の確定

→ 補助金交付

## ※必ず事業着工予定日の15日前までに申請し、交付決定通知書送付後に事業を実施してください。 設置後の申請はお受けできません。

※設置場所には次の2つの条件があります

(1)他の照明器具との設置間隔は25メートル以上であること。

(2)防犯灯の設置の高さは4.5メートル以上であること。

区分	種類		交付額	限度額
	新設	10 V A		20, 000円
		20 V A		28,000円
既設柱式		40VA以上		46,000円
以北西文作工工人	更新	10 V A	5分の3	17, 000円
		20∨A		25, 000円
		40VA以上		43, 000円
	新設	10 V A		45, 000円
		20∨A		53, 000円
ポール式		40VA以上		71,000円
	更新	10 V A		51,000円
		20 V A		59,000円
		40VA以上		77, 000円

○ 「既設柱式」とは、既存の柱・ポールに防犯灯を設置する方式をいう。

○「ポール式」とは、専用ポールを新たに建て、又は取り替えて防犯灯を設置する方式をいう。

○「新設」とは新たに防犯灯を設置することを、「更新」とは既設の防犯灯を取り替えることをいう。

O「10VA」とは電気入力容量10Wまでのものを、「20VA」とは電気入力容量10Wを超え20Wまでのも

のを、「40VA以上」とは、電気入力容量20Wを超えるものをいう。

※落雷などによる防犯灯の故障においても、補助対象となります。



←申請書は市 HP から ダウンロードできます。 (ページ番号 1003692)

## (4) 多世代交流事業補助金

区・町内会・自治会の加入促進に寄与し、各種条件を満たす多世代交流事業を実施する団 体に対し、補助します。

【交付額】年額 50,000円(1,000円未満切捨て)を上限とし、補助事業の認定を受けた初年度以降 5年度間申請が可能

【手続きの流れ】補助金交付申請書類の提出 → 補助金交付決定通知書送付

→ 事業実施 → 事業実績の報告 → 補助金額の確定

※令和4年度をもって新規認定申請の受付を終了しました。

※すでに認定を受けている団体は、認定期間の最終年度まで補助を受けることができます。 ※補助金は、交付決定通知書送付後、団体の請求に基づき交付します。

## (5) コミュニティ集会施設整備事業費補助金

区・町内会・自治会が行う集会施設(使用が特定の者に限定されず、広く地域住民が使用 できる施設)の新築、増築、修繕、解体を行う事業に対し、補助します。事業実施の前年度 8月末までに事業概要書の提出が必要です。

【対象】①同一敷地内に補助事業団体の所有する集会施設が存在しないこと

②補助対象事業費が30万円以上であること

③増築又は解体の場合、新築等の補助を受けてから木造は20年、鉄骨若しく

は鉄筋コンクリート造は34年以上が経過していること

④修繕の場合、以前に補助を受けてから3年が経過していること

⑤解体の場合、以前に修繕の補助を受けてから3年が経過していること

【交付額及び限度額】下表のとおり

【手続きの流れ】令和8年度の事業概要書の提出(令和7年8月末までに)

- → 補助金交付申請書類等の提出 → 交付決定 → 工事開始・完了
- → 工事完了報告 → 市の完了検査 → 補助金額の確定

区分	対象経費	交付額	限度額
新築	<ul> <li>・本体工事費</li> <li>・外構工事費</li> <li>・備品購入費</li> <li>・土地造成費</li> </ul>		木造: 10,000,000円
増築	<ul> <li>・本体工事費</li> <li>・外構工事費</li> <li>・備品購入費</li> <li>・土地造成費</li> <li>・解体工事費</li> </ul>	対象経費の総額から補償等他 の資金を差し引いた額の1/2 以内 (1,000円未満切捨て)	☆道: 10,000,000円 鉄筋・鉄骨:15,000,000円
修繕	・本体工事費 ・外構工事費 ・解体工事費		5, 000, 000円
解体	・解体工事費		2, 000, 000円

→ 補助金交付

※雨漏りの発生や空調機器の故障等、集会施設の運営に支障を来す問題が発生した場合は、3年を 経過していない修繕も対象となる場合がございますので、市民生活課へ一度ご連絡ください。



←手続き詳細(市HP) (ページ番号1003696)

## (6) コミュニティ集会施設耐震診断費補助金

地域住民が利用するコミュニティ集会施設の耐震化を促進するため、当該施設の耐震診断 を行う団体に対して必要経費の補助をします。

【対象】昭和56年5月31日以前に着工され、耐震改修工事がされていない集会施設【交付額及び限度額】下表のとおり

【手続きの流れ】 耐震診断の事前相談書の提出 → 補助金交付申請書類の提出

→ 交付決定 → 耐震診断委託の契約 → 耐震診断の実施

→ 耐震診断完了・実績報告 → 補助金額の確定 → 補助金交付

区分	補助対象経費	交付額	限度額
木造	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため の基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184		50, 000 円
木造以外	号)別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施 について技術上の指針となるべき事項」に基づき、 建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切 に評価するために必要な経費	補助対象経費の 1 / 2 (1, 000 円未満切捨て)	1, 200, 000 円

問い合わせ/市民生活課(285-6617)

## (7) 防犯カメラ設置事業補助金・防犯カメラ維持管理費補助金

犯罪抑止及び地域の防犯力向上を図るため、区・町内会・自治会等が設置する防犯力メラに対し補助します。

【対象】①防犯カメラ設置に必要な費用

(本体、設置工事、調整、看板、業者による申請資料作成費) ※地代及び占用料、操作指導料、ダミーカメラは不可。

- ② ①の補助を利用して設置した防犯カメラのうち、設置後1年が経過したものの保守・点検費
- 【交 付 額】① 設置費用の1/2(1,000円未満切り捨て)で、交付を受けた年度以降3 年度以内で50万円を上限とする
  - ② 保守・点検費の1/2 (100円未満切り捨て)で、1台あたり5,000円を 上限とする

※交付申請は1団体につき、年度内1回限りです。

※交付手続書類の提出期限は①は12月1日まで、②は3月2日までです。

※②は令和7年度開始事業。対象となる区・町内会・自治会に案内を送付します。

問い合わせ/市民安全課(285-6064)

## (8) 防犯パトロール用品購入補助金

地域住民による自主的な防犯活動を推進するため、防犯パトロールを行う区・町内会・自 治会等に対して、防犯パトロール用品の購入費用を補助します。

【対象】防犯パトロール用品

例)パトロールジャンパー、帽子、腕章、たすき、警笛、マグネットステッカー、シール、青色回転灯、防犯ブザー、地図、懐中電灯

【交付額】購入費用の全額。ただし、限度額は下表のとおり

※交付申請は1団体につき、1回限りです。

※交付手続書類の提出期限は12月1日までです。

世帯数	金額
3,001 世帯以上	250, 000 円
1,501世帯~3,000世帯	150, 000 円
501世帯~1,500世帯	100, 000 円
500世帯以下	50, 000 円

※表中の世帯数は、防犯パトロールを行う地域の区・町内会・自治会の加入世帯数とします。

問い合わせ/市民安全課(285-6064)

### (9) 地域防災組織支援事業補助金

地域の防災行動力の向上を図るため、地域防災マニュアルを作成した区・町内会・自治会・ 自主防災組織に対して、備蓄品などの購入費用を補助します。

【対 象】①地域防災マニュアルに記載された備蓄品(備蓄食料・保存水(3年以上保存可能なもの)、毛布、簡易トイレ、簡易エアーマット、簡易ベッド、寝袋、間仕切り、テント、ボディタオル、歯磨きシート、液体歯磨き、カイロ、カセットコンロ、ランタン、給水用ポリ容器、マスク、アルコール消毒液、体温計、使い捨てグローブ、フェイスシールド、可搬式発電機)

②地域防災マニュアルの印刷に要する経費(用紙、印刷請負に要した費用)

※地域防災マニュアルを作成し、これに基づく防災体制整備や防災訓練等を実施している団体に 限ります。

【交付額】購入費の1/2かつ50,000円を上限とする(100円未満切り捨て)

※補助金交付年度以降3年度以内は申請できません。

※交付手続書類の提出期限は12月1日までです。

問い合わせ/市民安全課 (285-6072)

### (10) 消防防災施設等整備事業補助金

消防防災組織等の整備及び育成を図るため補助します。

- 【対 象】30,001 円以上で、消防又は防災の用に供する資器材の購入や、消防用器具 の設置に必要な施設の建設又は修繕など
- 【交付額】要する経費の1/3以内かつ500,000円を上限とする

問い合わせ/消防救急課(285-6374)

#### (11) 介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金

地域において高齢者が自立した生活を営むことができるよう、介護予防・生きがいづくり に関する支援をする区・町内会・自治会に対し、活動に要する費用を補助します。

【対象】①高齢者宅へ訪問し生活の援助を行う活動(訪問型サービス)

②趣味活動、交流、会食、体操、運動等の通いの場を定期的に開催する活動 (通所型サービス)

③高齢者の通院や買い物などを自家用車等で無償で送迎する際の送迎前後の 援助を行う活動(訪問型サービスD)

【交付限度額】運営費①年額 50,000 円

②年額 50,000 円~200,000 円(開催頻度等により異なります)

③年額150,000円(支援員への補助が別途あります)

立ち上げ支援補助①、②100,000円

【その他】手続きは活動開始の30日前(③は14日前)までに行っていただく必要があります。活動の詳細等は地域共生推進課にお問い合わせください。

問い合わせ/地域共生推進課(四85-6187)

### (12) 敬老会地域開催補助金

高齢者の長寿を祝い、敬老意識の高揚を図るため、地域において開催する敬老行事に対して必要経費を補助します。

【交付額及び限度額】下表のとおり

※同一団体の申請は年1回です。 ※世帯物は対象となる地域の加入世帯物のことです

		※但市奴は対象となる地域のが	加入世帯致めことです。
世帯数	上限額	世帯数	上限額
3,001世帯~	30 万円	701 世帯~1,000 世帯	9万円
2, 501 世帯~3, 000 世帯	25 万円	501 世帯~ 700 世帯	7 万円
2,001世帯~2,500世帯	20 万円	301 世帯~ 500 世帯	5万円
1,501世帯~2,000世帯	15 万円	101 世帯~ 300 世帯	3万円
1,001世帯~1,500世帯	12 万円	~ 100 世帯	2万円

※敬老行事を開催する前に交付申請をしてください。開催後の申請はお受けできません。

※交付手続書類の提出期限は11月30日までです。

問い合わせ/いきがい推進課(285-6176)

## (13) 資源回収団体奨励金

地域の資源回収活動を行う団体に対し、奨励金を交付します。

【対象】古紙類・古着・アルミ缶・ガラスびん(家庭から出るもの)

【交付額】各1kgあたり5円(1円未満切捨て)

問い合わせ/ごみ減量推進課(285-6222)

## (14) ごみステーション整備にかかる補助金

カラスや猫等によるごみステーションの散乱防止対策として、区・町内会・自治会に対し、 ごみボックスや巾着状ネット及びこれらの設置にあたり必要となった側溝の蓋等の購入・製 作費の一部を補助します。

【補助金額】1基につき購入・製作費の1/2(100円未満切捨て、上限1万円)

【注意事項】①必ず購入前に清掃事業所へ御相談ください。

2場所によっては設置できない場合があります。

問い合わせ/清掃事業所(284-3211)

#### (15) 空き家地域貢献活用事業補助金

空き家を地域貢献(例:集会所や高齢者サロン等)のために活用する団体に、空き家の改 修費を補助します。

- 【対象】空き家の改修費(例:台所、トイレの修繕等)
- 【交付額】500,000円を上限とする
- 【その他】事業を開始する前に申請が必要となります。詳細は住宅政策課にお問い合わ せください。

問い合わせ/住宅政策課(285-6572)

## <自治会活動(コミュニティ)保険>

### 〇自治会活動(コミュニティ)保険とは

区・町内会・自治会、学区体育振興会、地区社会福祉協議会、コミュニティ推進協議会(以下「コミュニティ」といいます)が、コミュニティ活動の一環として活動中に偶然に発生した事故を救済する保険制度で、傷害、傷害見舞費用、賠償責任保険からなっています。地域活動への参加、春日井市の「地域づくり」への寄与、社会の健全な発展の側面援助などを目的としています。

<u>なお、保険の契約手続きや保険料の払込等については市が一括して行っていますので、各団</u> 体による申し込み等は不要です。

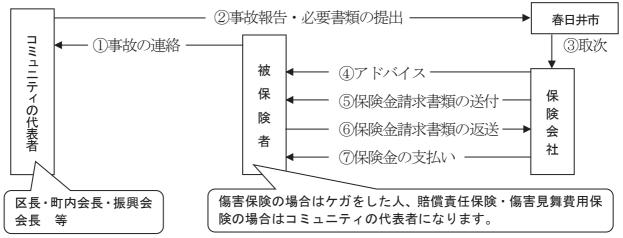
※コミュニティ活動の一環とは、コミュニティが主体となって実施した活動のほか、コミュニティと して参加した活動のことをいいます。

### 〇事故が起きたら

コミュニティの代表者 から、右記の内容の事故報 告と必要書類の提出を速 やかにお願いします。 ※事故発生日から 30 日以 内に報告と書類の提出が ない場合、保険金の支払い ができなくなる場合があ ります。

連絡先	市民生活課 コミュニティ担当
いつ	事故が発生した日及び時間
どこで	事故が発生した場所(施設名等)
だれが	〔傷害の場合〕事故に遭われた方の氏名、住所、電話番号、年齢 〔物損の場合〕事故を起こした方の氏名、住所、電話番号、年齢 ※未成年の場合は、世帯主の方の氏名等も必要です。
どうして	どのような状況で事故に至ったか、できるだけ詳しく
どうなった	事故の被害状況について、できるだけ詳しく (けがをした部位、通院した病院名、破損した物の状態、所有者など) ※物損の場合は、証明のため写真を撮っておいてください。
必要書類	当該活動が掲載されたコミュニティの事業計画 〔事業計画がない場合〕当該活動がコミュニティ活動の一環であるこ とを証する書類

## 〇手続きの流れ



## 〇保険制度の内容

### ①傷害保険

コミュニティの役員や住民が、コミュニティ活動中に「急激かつ偶然な外来の事故」によっ てケガをしたり死亡した場合に適用されます。

- <例>・町内のバレーボール大会でアキレス腱を切った。
  - ・町内の運動会で熱中症にかかり入院した。
  - ・台風の際、町内巡回中に転倒して骨折した。 ※地震の場合は適用外です。
  - ・町内の会合へ行く途中、交通事故に遭った。 ※交通事故の場合、本人の傷害保険のみ対象です。 (相手の傷害及び物損は対象外)

### **②傷害見舞費用保険**

コミュニティ活動に参加依頼した人や住民の親族で他地域に住んでいる人が、コミュニティ

活動参加中にケガをして入院したり、後遺障害が生じた場

合または死亡した場合に適用されます。

- <例>・町内の運動会に招待した来賓が、 突風で倒れた テントの下敷きになり、入院した。
  - ・盆踊りに招待した来賓が、舞台から落ち後遺障 害を伴うケガをした。

#### ③賠償責任保険

コミュニティ活動がもとで第三者にケガをさせたり、財産に損害を与え、コミュニティ及び

役員が法律上の賠償責任を負った場合に適用されます。

#### ※自動車事故は対象外です。

<例>・草刈機が石を跳ね、近くの家のガラスを割った。(※)

・町内会の防災訓練で炊き出しを行った際、参加者が食中毒にかかった。

※草刈機を使用する際に刃の回転により小石などが飛散し、民家のガラスや車の窓ガラ スを割る事故が増えています。必ずネットを張る等の安全対策をしてください。 ※市・公園緑地課の委託を受けて町内会が行った地元除草・清掃作業中に発生した事故 については、公園緑地課の保険の対象になります。詳しくは公園緑地課(20568-85) -6284) へお問い合わせください。

問い合わせ/市民生活課(20568-85-6617)

〈保険金額〉	1名につき
死亡	10 万円
後遺障害	3,000円~10万円
入院 31日以上	2万円
15 日~30 日まで	1万円
8日~14日まで	5,000 円

〈保険金額〉 1	名につき
死亡	200 万円
後遺障害	6万円~200万円
入院(日額/180日まで)	2, 000 円
通院(日額/ 90 日まで)	1,000円

※入诵院合算して180日まで

〈保険金額〉1事故につき

1億円まで

## <物品の貸出・配布>

(1) 地域コミュニティ活動用備品の貸出

市では、地域活動を支援するため、地域コミュニティ活動用備品を無料で貸し出します。区・ 町内会・自治会の各種イベント等でご利用ください。

- 【対象団体】区・町内会・自治会、子ども会、老人クラブ、地区社会福祉協議会、体育振興 会、コミュニティ推進協議会等の、市民活動支援センターに登録している団体。
- 【貸出備品】 ・屋外用音響機器(移動用アンプ65W×2、スピーカー、マイク等)2セット
  - ・屋内用音響機器(ポータブルアンプ 60W、マイク等)2 セット
  - ・映像機器(プロジェクター、スクリーン等)2セット

【申込方法】市民生活課の窓口または市のホームページから貸出申請書を入手し、

利用日の1週間前までに提出してください。

受付開始日は、貸出を受けようとする日の属する年度の4月1日(1日が土日の 場合はその直後の開庁日)とします。ただし、4月分の貸出の申請は、前年度の 3月1日(1日が土日の場合はその直後の開庁日)から受け付けます。

※貸出期間は5日間が限度です。

※数に限りがありますので、申込みが重なった場合は先着順となります。

ただし、令和8年4月1日~8日までの申請については、先着順ではなく後日抽選となります。 ※利用日の1週間前までに申請書の提出がないと、貸出ができない場合があります。

※備品は市民活動支援センター(春見町3番地、☎56-1943)でお渡ししますので、土日でもお渡し することができます。(市民活動支援センターは月曜日が休館日です)



屋外用音響機器



スクリーン



屋内用音響機器



プロジェクター

## (2) 自動体外式除細動器(AED)の貸出

市では、市内で開催されるイベント、スポーツ行事等で、参加者が心肺停止状態に陥ったと きの救命率の向上を図るため、自動体外式除絶動器(AED)を無料で貸し出します。

【対象】市内で開催されるイベントやスポーツ行事等の主催者

- 【条 件】原則として、消防本部、AHA (American Heart Association)、日本赤十字社のいずれかが行う救命講習会を受講し、その証明書等を提出できる者が、常時イベント等会場にいること
- 【申込方法】市民生活課の窓口または市のホームページから貸出申請書を入手し、利用日の30日前までに提出してください。貸出は先着順になります。

#### ※貸出期間は7日間が限度です。

※利用日の30日前までに申請書の提出がないと、貸出ができない場合があります。

問い合わせ/市民生活課(285-6617)

## (3) レクリエーションスポーツ用具の貸出

問い合わせ/総合体育館(284-7101)/休館日:月曜日

## (4) 回覧板の配布

市では、町内での連絡に役立つ回覧板を必要に応じてお渡ししています。

【申込方法】電話やメールで市民生活課までお問い合わ せください。

※お渡しできる数に限りがございますのでご了承ください。



問い合わせ/市民生活課(☎85-6617/メール seikatsu@city.kasugai.lg.jp)

## (5) 加入促進用のぼり旗の貸出

市では、区・町内会・自治会でイベント等を実施する際に、参加者へ町内会加入を呼びかけるための加入促進用のぼり旗を無料で貸し出します。

【貸 出 品】のぼり旗一式(のぼり旗、ポール、注水式の台)

【申込方法】電話やメール、窓口で市民生活課までお気軽にお問い合わせくだ さい。

※貸出期間は5日間が限度です。

※一度に貸し出しできるのは2セットまでです。

※数に限りがありますので、申込みが重なった場合は先着順となります。



問い合わせ/市民生活課(285-6617/メール seikatsu@city.kasugai.lg.jp)

## <印刷>

## (1) 加入促進活動に使用するチラシ等の無料印刷および配付について

市では、区・町内会・自治会の皆さんが末加入者へ加入を呼びかけるためのオリジナルチラ シの作成や印刷、末加入者へ配るための総会資料の印刷を無料で行っています。 また、市が作成した加入促進チラシ、ポスターをご希望に応じて配付しています。 【申込方法】電話やメール、窓口で市民生活課までお気軽にお問い合わせください。 ※会議資料として使うための総会資料の印刷はお受けできません。 ※町内会で独自に作成した加入呼びかけチラシの印刷も承ります。 ※オリジナルチラシは市ホームページで公開しており、加工して使用していただくことも可能です。

問い合わせ/市民生活課(285-6617/メール seikatsu@city.kasugai.lg.jp)

# オリジナル加入呼びかけチラシ

※事業計画や連絡先、活動紹介を入れることができます。 ※掲載情報を増やし、A3両面で作成することもできます。 ※原則として白黒での印刷になります。





## (2) 印刷機等の利用

春日井市区長町内会長連合会は、「春日井市市民活動支援センター(ささえ愛センター)」に 団体登録しています。連合会所属の各区・町内会・自治会の方は、市民活動支援センターと東 部市民センターの2箇所にある印刷機等を次の料金で利用できます。土日でもご利用いただけ ますので、ぜひご活用ください。

## ◆市民活動支援センター

所	在	地	:	春見町3番地
利	用 時	間	:	午前9時から午後9時半まで
休	館	日	:	月曜日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)
印刷	機利用約	料金	:	次のとおり

備品		サイズ・規格	<b>\$</b>	利用料金(登録団体)
	$B 5 \cdot A 4 \cdot B 4 \cdot A 3$		白黒	1円/枚(用紙持参)
全自動印刷機	В5•А4		カラー	20円/枚(用紙持参)
	B4 • A3		,,,,	40円/枚(用紙持参)
			普通紙	75円/枚
		占田	マット紙	100円/枚
		白黒	光沢紙	300円/枚
	4.9		用紙持込	35円/枚
	A 2	カラー	普通紙	100円/枚
			マット紙	150円/枚
			光沢紙	350円/枚
			用紙持込	50円/枚
大判プリンター		白黒	普通紙	150円/枚
			マット紙	200円/枚
			光沢紙	600円/枚
			用紙持込	70円/枚
	A 1		普通紙	200円/枚
		45	マット紙	300円/枚
		カラー	光沢紙	700円/枚
			用紙持込	100円/枚
			2の料金を基準 して計算します	きとし、420 ミリメートルを超える毎に 「。
ラミネーター		A3まで		無料 ※ラミネートフィルム持参

※紙折機(A3まで)、電動ホチキス、強力パンチ、ペーパーカッターも無料で利用できます。

### 【注意事項】

- 1 利用の際は窓口で所属する区・町内会・自治会名で申請して ください。(市民活動団体登録認定書の写しをご持参ください。)
- 2 利用目的は区・町内会・自治会に関することに限ります。
- 3 区・町内会・自治会員であれば誰でも利用できますが、利用 料金の領収証の宛名は区・町内会・自治会名となります。
- 4 全自動印刷機を利用の際には、紙詰まりを防ぐため、折れ曲がりや反りのある用紙を使 用いただくことができません。また、用紙は多めにご持参ください。
- 5 全自動印刷機は、事前に利用の予約をすることができます。利用希望日の属する月の2 月前の初日から1週間前までにご連絡ください。予約状況はかすがい市民活動情報サイ トでご確認ください。
- 6 全自動印刷機等は、メンテナンス・修理等で使用できない場合がありますので、かすがい市民活動情報サイトでご確認ください。 ※かすがい市民活動情報サイト(https://kasugai.genki365.net)

## ◆東部市民センター

所	在	地	:	中央台2丁目2番地1

利用時間 : 午前9時から午後5時まで

休館日: 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

印刷機利用料金 : 次のとおり

備品	サイズ・規格等	利用料金(登録団体)	
全自動印刷機	B5 • A4 • B4 • A3	白黒のみ	1円/枚(用紙持参)

【注意事項】1~4は、市民活動支援センターと同じです。

※印刷原稿と用紙は持参してください。(データ(USBメモリ等)からの印刷はできません。)

印刷の予約はできません。

問い合わせ/市民活動支援センター(256-1943)/休館日:月曜日



## <講師派遣•講座開催>

### (1) スポーツ指導員の派遣

区・町内会・自治会の健康、体力づくり等の活動をサポートするため、専門の指導員を派遣し ます。

#### 〇春日井市スポーツ推進委員

スポーツ巡回指導として、レクリエーションスポーツ(カローリング、グラウンド・ゴルフ等) の準備の仕方やゲームの進め方のアドバイスをします。

#### 〇(公財)春日井市スポーツ・ふれあい財団 スポーツインストラクター

出張スポーツ講座として、市内の団体(区・町内会・自治会・子ども会・老人クラブ等)を 対象に健康運動教室、ストレッチ体操や高齢者の軽運動、レクリエーションスポーツ等の指導 を行います(有料)。

#### 問い合わせ/総合体育館(284-7101)/休館日:月曜日

### (2) 自然体験・自然講座の講師派遣

少年自然の家では、出張自然講座として、自然体験、環境教育、アウトドア活動全般の指導を 行います(有料)。

問い合わせ/少年自然の家(292-8211)/休所日:月曜日

#### (3) 消費生活講座の講師派遣

区・町内会・自治会及び老人クラブ等の団体を対象に、悪質商法による被害を未然に防止する ための知識、そして、被害にあった場合の対処法などを学んでいただける講師を無料で派遣しま す。

※開催希望日の30日前までにご連絡ください。

#### 問い合わせ/市民生活課(285-6616)

### (4) 安全安心地域アドバイザーの派遣

区・町内会・自治会及び老人クラブ等の団体を対象に、防災、防犯又は交通安全に対する知識 を深め、地域による自主的な活動の促進を図るため、講師を派遣します(無料)。

問い合わせ/市民安全課 (285-6064)

### (5) 生涯学習出前講座の開催

区・町内会・自治会及び老人クラブ等の団体を対象に、身近な場所での学習機会の充実を図る ため、地域の集会施設に講師を派遣し講座を開催します。市職員による行政や施策についての説 明や、春日井市生涯学習情報サイト「まなびゃ選科」に登録がある講師による講座を開催できま す。

※開催希望日の60日前までに申込書を提出してください。登録講師の派遣は1団体1回まで。 問い合わせ/いきがい推進課(285-6447)

### (6) 認知症サポーター養成講座の開催

認知症の人やその家族を地域で温かく見守り、認知症になっても住み慣れた地域で安心して 暮らせるまちづくりを推進するため、認知症についての正しい知識を学ぶ認知症サポーター養 成講座を無料で開催します。

問い合わせ/地域共生推進課(285-6187)

### (7)健康づくり出前講座の開催

保健師・管理栄養士・歯科衛生士や関連企業の講師などが町内会や老人クラブ・サークル活動などの集まりに出向いて、食事や運動、たばこ、心や歯の健康などに関する講座を行います。 ※開催希望日の概ね60日前までに申込書を提出してください。1団体2回まで。

問い合わせ/健康増進課(285-6164)

## <その他>

## (1) 市民活動団体とのコーディネート

市内には、それぞれ目的を持って得意分野で活動している団体が多数あります。このような市 民活動団体が区・町内会・自治会と協力することにより、より良い地域づくりに繋がります。

現在、市民活動支援センターには約150団体の登録があります。市民活動支援センターが橋 渡しをしますので、まずはお気軽にお問合せください。

問い合わせ/市民活動支援センター(256-1943)/休館日:月曜日

### (2) 文書翻訳支援事業

区・町内会・自治会が行う行事のチラシやお知らせなど、地域に住んでいる外国人市民に 周知する必要がある文書を国際交流団体に依頼し、多言語で翻訳します。

【翻訳依頼ができる人】区・町内会・自治会長

- 【対象文書】区・町内会・自治会が行う行事のチラシやお知らせなど地域の外国人市民に周知 する必要があるもの
- 【翻訳言語】6か国語(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、ベトナム 語)

※翻訳内容について、聞き取りをした後、翻訳依頼をするため、期間に余裕を持って申込し てください。まずはお気軽にお問合せください。

問い合わせ/多様性社会推進課(285-4401)/休館日:月曜日

(3) 街づくり支援制度



【街	づく	り支	援制	制度	E)						
"道路	各が	狭い	" 1	よど、	、地	或力	泡	łЗ	課程	夏を	で
きる	だけ	短期	間-	で解	決す	-3	のに	:役	立つ	>制	度
です	。地	域の	皆	様が	注注	<b>设</b> σ.	)ま1	ちつ	らくり	)活	動
रुरत	ちがう	費用	·技行	術の	両面	iか	5				
強力	にサ	ポー	トレ	たし	ノます	<b>†</b> !					
	問い	合れ	せ	/ 市	<b>夜</b> 月	<b>F9</b> F	「都	٦	效策	課	
				б	85	-6	626	5 (	直道	<b>A</b> )	

# 社会福祉協議会の実施事業・活動

◆ 住民参加による地域福祉活動の推進
 ○ボランティア活動に関する相談や講座の開催などボランティアセンターの運営
 ○高齢者や障がい者、また子育て中の親子が集う各サロンなど、地域の皆様が地元で主体的に進める福祉活動への支援

◆ 市の福祉事業・施設運営の受託

○総合福祉センター、福祉の里レインボープラザ、希望の家など、市内 36 カ所の施設の管理運営
 ○地域包括支援センター東部、基幹相談支援センターしゃきょう、障がい者虐待防止センター、
 高齢者・障がい者権利擁護センターなどの運営

問い合わせ/春日井市社会福祉協議会(284-1011)

## (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員について

民生委員・児童委員は、担当する地域の皆さんから生活の困りごとや心配事の相談に応じて、必要 な支援が受けられるよう、適切な関係機関とのつなぎ役や行政への働きかけ、高齢者や障がい者の見 守りなどをする、厚生労働大臣から委嘱されたボランティアです。

主任児童委員は、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。

何かお困りごとのあるご家庭がありましたら、相談先の一つとしてご紹介ください。

問い合わせ/福祉政策課(285-6228)

## (3)自立支援相談コーナー(生活困窮者支援)について

市では社会福祉協議会に委託し、経済的な悩みや不安を抱えている方に対し、専門の支援員が一人 ひとりの状況に合わせた支援を考え、悩み事や生活課題の解決に向け、自宅に伺うなどしながら寄り 添い支援します。お困りのご家庭がありましたら、相談先の一つとしてご紹介ください。

【場 所】 市役所2階 自立支援相談コーナー

【連絡先】 85-6152

問い合わせ/地域共生推進課(285-6251)



# 3 福祉

# (1) 春日井市社会福祉協議会について~共に住みよい地域を創りましょう~

社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条に規定されており、「地域福祉の推進」を目的とする 社会福祉法人です。地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心に暮らせるよう、地域住民や 公私の福祉関係者がみんなで協力して地域の福祉課題の解決に取り組むものです。

一方、区・町内会・自治会は「自分たちのまちは自分たちの力で」の精神のもとに、住みよい地域 づくりを進められており、社会福祉協議会の活動と相通ずるところが多くあります。こうしたことか ら互いに協力することにより、相乗効果が得られ、地域福祉の充実した地域に近づくことができます。 市民一人ひとりの参加と協力により住みよい地域となるよう、社会福祉協議会会員募集を始めとし た諸事業にご理解とご協力をお願いします。

## (4) 地域包括支援センターについて

市では、社会福祉法人等に委託し、高齢者とその家族等の総合相談機関を設置しています。 住み慣れた地域で最期まで安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉に関す る相談に応じます。また、地域の課題とその解決の取組を話し合う地域ケア会議を開催してい ます。

地域の中で何らかの助けが必要な人や困りごとがある人に、担当する地域包括支援センターを ご紹介ください。また、気になることがありましたらお気軽にご連絡下さい

地域包括 支援センター	所在地	電話番号	担当地域	運営法人
坂下	神屋町1306番地1 特別養護老人ホームあさひが丘内	93–1314	坂下中学校区	社会福祉法人春生会
高森台・石尾台	廻間町703番地1 特別養護老人ホーム春緑苑内	88–5829	高森台・石尾台 中学校区	社会福祉法人恩賜財 団愛知県同胞援護会
藤山台・岩成台	藤山台1丁目1番地 グルッポふじとう内	92-7600	藤山台・岩成台 中学校区	医療法人社団喜峰会
高蔵寺	出川町2丁目8番地10	37–0780	高蔵寺中学校区	医療法人陽和会
南城	出川町8丁目19番地11	51-1840	南城中学校区	株式会社総合福祉サ ービスJ・You
松原	下原町字村東2051番地1 春日井整形あさひ病院ぷらす内	93–6066	松原中学校区	医療法人三仁会
東部	浅山町1丁目2番61号 総合福祉センター内	87–5377	東部中学校区	社会福祉法人春日井 市社会福祉協議会
鷹来	桃山町5079番地1 特別養護老人ホームグレイスフル 春日井内	89–2391	鷹来中学校区	社会福祉法人サン・ ビジョン
柏原	柏原町5丁目387番地 春日井市医師会在宅療養センター内	89–3027	柏原中学校区	一般社団法人春日井 市医師会
中部	<ul> <li>下津町500番地</li> <li>特別養護老人ホーム第2春緑苑内</li> <li>⟨サブセンター⟩</li> <li>勝川町7丁目37番地</li> <li>ネクシティパレッタ2階</li> </ul>	56-9166	中部中学校区	社会福祉法人恩賜財 団愛知県同胞援護会
西部	牛山町3195番地1 介護老人福祉施設第2グレイスフル 春日井内	32-1117	西部中学校区	社会福祉法人サン・ ビジョン
味美・知多	美濃町2丁目246	33-0211	味美・知多中学 校区	医療法人社団喜峰会

問い合わせ/地域共生推進課(285-6187)

## 4 防犯·防災

地域住民が安心して暮らせるまちづくりも区・町内会・自治会の機能の一つです。日 頃から防犯・防災に対する意識を高め、いざという時に備えましょう。

## (1) 防犯

昨今、子どもを狙った犯罪などが増加しており、安全・安心なまちづくりのため、次 のような事業及び活動を行っています。

#### 〇防犯灯の設置及び維持管理

防犯灯は、夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図ることを目的としたものであり、 地元の区・町内会・自治会が設置及び維持管理(電気料の支払い・取替等)を行ってい ます。

日没後に実際に歩いてみて、暗い場所(防犯灯の 設置を必要とする場所)はないか、防犯灯の故障や 暗くなる等の劣化はないかといったことを定期的に 調査することが必要です。

なお、市では防犯灯設置費用の補助や防犯灯電気 料の補助を行っています。詳細は8、9頁に掲載し てありますのでご参照ください。

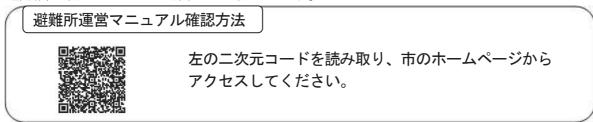


# (2) 防災

災害は事前に防ぐことはできませんが、一人ひとりがあらかじめ備えることで、被害 を最小限にすることができます。

また、災害が発生した場合、公的機関からの支援が届くまでに3日かかるといわれて おり、学校等に設置される避難所の運営や救援救護活動は、行政に代わり地域で行うこ とになります。災害時における区・町内会・自治会の役割の重要性は、大きな被害をも たらした東日本大震災を通じても再認識されています。

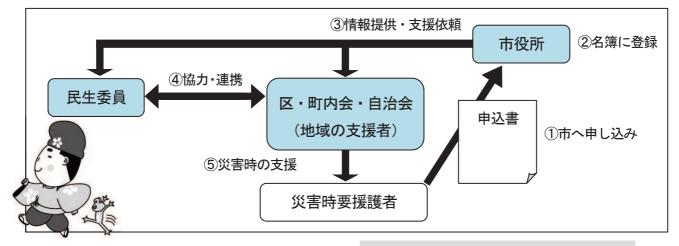
「自助」「共助」「公助」が互いに連携し、災害時に円滑な避難所運営を行うために、 避難所運営マニュアルの確認をお願いします。



#### ア 災害時要援護者支援制度

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などで、地震や集中豪雨などの災害時に、避難 所への避難支援を必要とされている人に対して、住民に一番身近な組織である区・町内 会・自治会などをはじめとする地域のみなさんの支え合い、助け合いによる避難などの 支援をお願いしています。

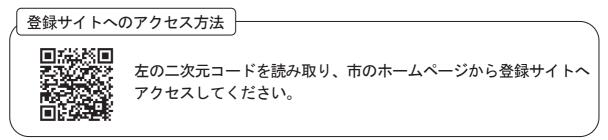
【制度のしくみ】



問い合わせ/福祉政策課(285-6228)

#### イ 「安全安心情報ネットワーク」(防犯・防災情報の配信)

春日井市では、気象・犯罪・消防出動情報など、防犯・防災に関する情報を配信登録 された皆さんの携帯電話やスマートフォンなどにメールでお知らせしています。



問い合わせ/市民安全課(285-6064)

#### ウ 地域における防災マニュアル作成の手引き

台風や豪雨による風水害や、発生が懸念される南海トラフを震源とした地震などの自 然災害に対しては、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神が、いざとい う時に力を発揮します。そのため、日頃からの地域の防災体制づくり(防災マニュアル の作成)を行うにあたっての一助となるよう、「地域における防災マニュアル作成の手引 き」を作成しましたので、ぜひご活用ください。

【配布場所】市役所4階市民安全課、市役所2階情報コーナー、各公民館、各ふれあい センター、東部市民センター、坂下出張所、総合福祉センター、グリーン パレス春日井、市民活動支援センター及びレディヤンかすがい

#### 問い合わせ/市民安全課(285-6072)

#### エ 自主防災組織リーダー研修会

自主防災組織や自主防災組織未発足地域の代表者等を対象として、地域のリーダーと しての人材養成を図り、地域住民が連携し防災活動が行えるよう、防災の分野で活躍し ている講師による講演、市職員による自主防災組織の活動等についての研修会を開催し ています。

#### 問い合わせ/市民安全課(285-6072)

#### オ 市からの避難情報

大雨による河川水位の上昇や、大雨特別警報や土砂災害警戒情報が発表される等、災 害が発生する危険が迫っていると予想される場合に、地域を指定して避難情報を発令し、 テレビやラジオ、市ホームページ、春日井市安全安心情報ネットワーク登録者へのメー ル配信、市公式LINE、緊急情報X(旧Twitter)、各携帯電話会社を通した携 帯電話等への緊急速報メール、音声架電システム、市広報車、災害用外部放送設備など でお伝えします。

	とるべき行動
[警戒レベル3] 高齢者等避難	危険な場所にいる人のうち、避難に時間を要する人(子どもや高齢者、 障がいのある方など)とその支援者は避難しましょう。 その他の人は、避難の準備をし、必要に応じて自主的に避難しましょう。
[警戒レベル4] 避難指示	危険な場所にいる人は、速やかに避難しましょう。 外が危険な場合は、自宅や近くの建物で、少しでも高い場所に移動しま しょう。
[警戒レベル5] 緊急安全確保	すでに災害が発生しているか、切迫している状況です。危険な場所にい る人は、直ちに身の安全を確保しましょう。 外が危険な場合は、自宅や近くの建物で、少しでも高い場所に移動しま しょう。

※危険な場所とは:浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内や過去に浸水した実績がある 場所など、災害リスクがある場所です。ただし、想定浸水深より高い場所にいる場合 など、避難が必要でない場合があります。

問い合わせ/市民安全課(285-6072)

カ 避難所一覧

指定福祉避難所(計16か所) 要配慮者を受け入れるための避難所です。

名称	電話番号	名称	電話番号	
味美ふれあいセンター(※1)	<b>2</b> 31-3522	東部市民センター(※1)	<b>2</b> 92-8511	
西部ふれあいセンター(※1)	<b>2</b> 33-0808	グリーンパレス春日井(※1)	<b>2</b> 84-0381	
南部ふれあいセンター(※1)	<b>2</b> 85-7878	ハーモニー春日井	<b>2</b> 88-0677	
高蔵寺ふれあいセンター(※1)	<b>2</b> 51-0002	保健センター	<b>☎</b> 91-3755	
総合福祉センター(※1)	<b>2</b> 84-3611	少年自然の家	<b>☎</b> 92-8211	
<b>鷹来公民館(※1、※3)</b>	<b>2</b> 84-7071	福祉作業所(※2)	<b>2</b> 83-2955	
坂下公民館(※1)	<b>2</b> 88-5555	第一希望の家(※2)	<b>2</b> 84-4343	
知多公民館	<b>2</b> 32-8988	第二希望の家(※2)	<b>☎</b> 92-5410	

※1 地震災害発生時に、防災拠点となり圏域内の災害応急対策を行います。

※2知的障がい児・者を受入

※3鷹来公民館は、大規模改修に伴い避難所機能を令和7年9月1日まで停止しています。

指定-	-般避難所	(計41	か所)
	川又地上天正/ / /		JUL

名称	電話番号(代表)	名称	電話番号(代表)
味美小学校	☎31-2213	高森台小学校	☎91-4817
白山小学校	☎31-6545	柏原小学校	☎83-2391
勝川小学校	☎31-2106	大手小学校	☎81-1410
春日井小学校	☎31-2201	中央台小学校	☎91-2528
篠木小学校	☎81-2536	岩成台西小学校	<b>☎</b> 92-3511
鷹来小学校	<b>2</b> 81-3001	松山小学校	☎31-9888
牛山小学校	☎31-3043	上条小学校	☎84-6931
鳥居松小学校	<b>2</b> 81-2601	神屋小学校	☎88-2291
小野小学校	☎81-2247	東野小学校	☎84-6911
八幡小学校	☎81-2749	北城小学校	☎83-8300
坂下小学校	<b>2</b> 88-0001	石尾台小学校	☎91-6700
西尾小学校	<b>2</b> 88-0059	東高森台小学校	☎91-7700
高座小学校	<b>2</b> 51-0077	篠原小学校	☎84-6100
不二小学校	<b>2</b> 51-0029	押沢台小学校	☎91-2311
玉川小学校	☎51-0109	丸田小学校	☎84-2211
神領小学校	<b>2</b> 81-1884	出川小学校	☎52-9401
山王小学校	☎31-5197	中部大学	☎51-1111
藤山台小学校	☎91-3005	グルッポふじとう	<b>☎</b> 81-5111
松原小学校	<b>2</b> 81-8995	西藤山台運動交流ひろば	<b>☎</b> 81-5111
岩成台小学校	☎91-2556	南城中学校	<b>☎</b> 81-4885
西山小学校	☎81-7288		

問い合わせ/市民安全課 (285-6072)

# 5 市との関わり

## (1) 区・町内会・自治会に関連のある市の業務

市は、住みよいまちづくりのために様々な業務を行っています。そのうち区・町内会・自治会と特に関係の深いものを抜粋しましたので、問い合わせの際にご参照ください。

業務区分	業務内容等	担当課
ごみ等	<ul> <li>・資源、ごみ等の出し方</li> <li>・クリーン大作戦</li> <li>・犬・猫等動物の死体の収集</li> <li>・ごみステーションの新設・移設・廃止、ごみボック ス等、ごみステーション整備用品、防鳥用ネット</li> <li>・不法投棄</li> </ul>	ごみ減量推進課(☎85-6222) <i>"</i> (☎85-6226) 清 掃 事 業 所 (☎84-3211) <i>"</i>
環境	<ul> <li>あき地の雑草除去</li> <li>・学習等供用施設</li> <li>・不適正管理の空き家</li> </ul>	環境保全課(☎85-6279) 環境政策課(☎85-6218) 住宅政策課(☎85-6572)
生活	<ul> <li>・公園 ※</li> <li>・交通安全委員</li> <li>・街頭消火器</li> </ul>	公園緑地課(☎85-6281) 市民安全課(☎85-6053) 消防救急課(☎85-6374)
道路	・道路舗装の破損、穴あき、道路側溝 ※ ・道路照明灯、カーブミラー ・街路樹	道 路 課 (會85-6274)
福祉	・災害時要援護者支援制度 ・民生委員・児童委員、主任児童委員 ・老人クラブ ・老人憩いの家、ふれあいの家	福 祉 政 策 課 (☎85-6228) ″ いきがい推進課 (☎85-6176) ″
その他	<ul> <li>・広報配布部数の変更</li> <li>・市広報板(掲示板)</li> <li>・認可地縁団体の登録</li> <li>・NPO</li> <li>・ボランティア</li> <li>・子ども会</li> <li>・スポーツ推進委員</li> </ul>	広報広聴課(285-6036) " 市民生活課(285-6617) ささえ愛センター(256-1943) ささえ愛センター内ボランティア相談 (284-3600) 子育て推進課(285-6151) 総合体育館(284-7101)

※動物の死体、道路、側溝、公園の遊具等の 損傷などについては、市公式LINEの 通報機能がご利用いただけます。



書のまち春日井「道風くん」

### (2)市から区・町内会・自治会へ依頼する主な事項

市では、地域の核となる区・町内会・自治会へ様々な依頼を行っています。

次の表に記載されている時期に担当課から依頼しますので、ご協力をお願いします。

時期	依頼事項	担当課
4月	日本赤十字社活動資金募集への協力	日本赤十字社春日井市地区 (福 祉 政 策 課 ☎85-6198)
4月	健康ガイドの配布	健康増進課(285-6167)
5月	春季かすがいクリーン大作戦の周知	ごみ減量推進課 (285-6226)
6月~9月	社会福祉協議会会員募集への協力	社会福祉協議会(地域支援課 🖀 85-4321)
9月~11月	共同募金運動への協力	共同募金委員会 (社会福祉協議会 福祉サービス課 ☎84-4199)
10 月	秋季かすがいクリーン大作戦の周知	ごみ減量推進課 (☎85-6226)
12月	資源・ごみ出しカレンダーの配布	ごみ減量推進課 (☎85-6222)
2月	災害時要援護者支援制度の周知等	福 祉 政 策 課 (☎85-6228)
3月	交通安全委員の推薦	市民安全課 (285-6053)
不定期	各選挙における期日前及び期日当日 の投票立会人	選挙管理委員会(総務課 285-6071) ※該当する区・町内会・自治会へ投票管理 者から依頼します。

※各種啓発チラシの全戸配布、回覧、各種啓発ポスターの広報板への掲示を随時依頼します。 ※休日が長期間続く際は、不在にする方もいらっしゃいますので回覧方法にご配慮ください。

### (3) 広報春日井の配布

市では、月に1回、町内会の方々に広報の配布をお願いしています。なお、令和8年2月 号(令和8年1月末配布)から、業者による市内全世帯への戸別配布となります。

号	配布日	号	配布日
5月号	4月25日(金)	10 月号	9月26日(金)
6月号	5月28日(水)	11 月号	10月29日(水)
7月号	6月26日(木)	12 月号	11月26日(水)
8月号	7月29日(火)	1月号	12月24日(水)
9月号	8月28日(木)		

【令和7年度 広報配布日】

※広報の配布部数が変更になる場合は、広報広聴課へご連絡ください。

※広報の配布先(お届け先)が変更になる場合及び配布部数が不足している場合は、広報配 布担当課へ直接ご連絡ください。配布している担当課が分からない場合は、広報広聴課へご 連絡ください。

※市ホームページでも、広報をご覧になれます。

問い合わせ/広報広聴課(285-6036)

## (4) 市の主な年間行催事予定

町内会の方々に関わりのありそうな市の主な行催事を抜粋しましたので、区・町内会・ 自治会の行事運営の参考にしてください。

なお、予定が変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

開催年月	開催日	行催事名
令和7年	11日(日)	第27回内津文化財祭
5月		第 43 回わいわいカーニバル 2025KASUGAI
	25日(日)	庄内川をきれいにする日
		春季かすがいクリーン大作戦
6月	8日(日)	水防訓練
	29日(日)	地域づくり推進大会
7月	18日(金)	小中学校1学期終業式
	19日(土)	第49回春日井市民納涼まつり※荒天時は20日(日)に順延
8月	3日(日)	みんなでラジオ体操会
9月	1日(月)	小中学校2学期始業式
	7日(日)	健康救急フェスティバル
10 月	13 日(月・祝)	かすがい!スポーツフェスティバル
	18日(土)、19日(日)	第 49 回春日井まつり
	25日(土)	第35回ハニワまつり※荒天時は26日(日)に順延
	26日(日)	川と海のクリーン大作戦
11月	2日(日)	春日井市総合防災訓練
	8日(土)	第45回福祉のつどい
	9日(日)	秋季かすがいクリーン大作戦
	16日(日)	第 44 回学校区スポーツ振興会交流大会
12 月	7日(日)	2025 春日井市民第九演奏会
	23日(火)	小中学校2学期終業式
令和8年	7日 (水)	小中学校3学期始業式
1月	10日(土)	消防出初式
	11日(日)	第44回新春春日井マラソン大会
	12日(月・祝)	令和8年春日井市二十歳の成人式
	17日(土)	春日井市交通安全推進大会
3月		中学校卒業式
		小学校卒業式
	24 日(火)	小中学校修了式
/ Jan 110	未定 未定 参議院議員通常選挙	
(任期	満了日:7月28日)	

# (5) 市ホームページへの回覧文書データ掲載について

区・町内会・自治会への市からの回覧文書をホームページに掲載してお りますので、電子媒体等で回覧される場合にご活用ください。なお、文書 の内容については各文書の担当課へお問い合わせください。

※市以外の機関・団体からの文書は、把握等が困難なため掲載していません。また、緊 急時や一部の地区のみを対象とした回覧文書は掲載されていない場合があります。

問い合わせ/市民生活課(285-6617)

### (6) 春日井市からの情報配信について

皆様が普段から利用されているSNSで登録していただくと、市 からイベント・講座情報や生活に関わる情報などをお届けします。

市公式LINEでは、市が配信する様々なお知らせの中から、希望する分野の情報を 選択して受け取ることができます。選べる分野は、「子育て世帯向け」(「妊産婦から未就 学児」と「小学生以上」の2種類)、「健康・医療」、「文化・生涯学習」など全14種類。 気象・犯罪・消防出動情報など安全安心に関わる情報も配信しているほか、地域に合わ せてごみの収集日を前日にお知らせする機能もあります。また、令和6年から道路や公 園、河川の損傷やごみステーションからの資源物の持ち去りなどについて通報できるよ うになりました。ぜひ、友だち登録をお願いします。



問い合わせ/広報広聴課(285-6037)



(ページ番号1030663)

SNS (市HP) 市公式LINE

### (7) 春日井市市民活動促進基本指針

春日井市では、心豊かで住みやすい地域社会の実現に向け、行政と市民活動団体が互い に協力し合い、可能な限り課題の解決に取り組んできました。しかし、多様化する市民ニ ーズに、よりきめ細やかに、より迅速に応えていくためには、さらなる、市民参画による 協働のまちづくりが必要となってきました。

そのため、区・町内会・自治会を中心とした自主的な市民活動が重要である ことから、市民活動団体が相互の交流、連携の推進を図るとともに、市民と行 政が協働して市民活動を促進(地域を活性化)するための基本指針を平成24 年11月に策定しました。詳しくは市ホームページをご覧ください。

(ページ番号1009533)

問い合わせ/市民生活課(285-6617)

### (8) 春日井市町内会活動支援のあり方

今後の持続可能な町内会活動に向け、市から町内会に対する各種支援 制度等がより効果的なものとなるよう見直す必要があると考え、令和4 年(2022年)10月から町内会役員等で構成する町内会活動支援検討 会議を開催し、令和6年(2024年)1月に「町内会活動支援のあり方」 を作成しました。

市ホームページ (ページ番号 1033815)

問い合わせ/市民生活課(285-6617)

### (9) 春日井市区長町内会長連合会

春日井市区長町内会長連合会は、市内8ブロック(鷹来、篠木、勝川、西部、鳥居松、 高蔵寺、坂下、ニュータウン)から選出された28名の理事により構成され、行政と地 域との連携を担っています。

【目的】区・町内会・自治会の普及並びに市民生活の向上と発展に寄与すること。

- 【内容】・理事会及び検討会の開催
  - ・各種協議会・審議会等の委員への理事の派遣
  - ・地域づくり推進大会の開催
  - ・春日井まつりの運営協力
  - ・町内会活動Q&A・活動事例集の作成

問い合わせ/市民生活課(285-6617)

町内会コード	町内会名	町内会コード	町内会名
1- 1	<u>牛山区</u> (1-1-1 ~ 1-1-28)	1- 6	西行町内会
1- 1- 1	新外町内会	1-7	新開町町内会
1- 1- 4	新栄町内会	2	味美連合区(2-1 ~ 2-11-2)
1- 1- 5	北野池町内会	2- 1	<u>中新町区</u> (2-1-4 ~ 2-1-5)
1- 1- 7	あかつき台自治会	2- 1- 4	中新町1丁目町内会
1- 1- 8	ひかり台町内会	2- 1- 5	中新町2丁目町内会
1- 1- 9	間内町内会	2-2	<u>二子町区</u> (2-2-1 ~ 2-2-4)
1- 1-11	南川脇町内会	2- 2- 1	二子町1区町内会
1- 1-12	皿屋敷町内会	2- 2- 2	二子町2区町内会
1- 1-13	若草町内会	2- 2- 3	二子町3区町内会
1- 1-14	寺田台町内会	2- 2- 4	二子町4区町内会
1- 1-15	さつき台町内会	2-3	<u>味美白山町区</u> (2-3-1 ~ 2-3-3)
1- 1-16	新田東町内会	2- 3- 1	味美白山町南部町内会
1- 1-17	新田中町内会	2- 3- 2	味美白山町北部町内会
1- 1-18	新田西町内会	2- 3- 3	味美白山町2丁目町内会
1- 1-19	蓮原町内会	2- 4	<u>中野町区</u> (2-4-1 ~ 2-4-4)
1- 1-20	牛山郷中町内会	2- 4- 1	中野町西部町内会
1- 1-21	東脇町内会	2- 4- 2	中野町東部町内会
1- 1-22	梅林町内会	2- 4- 3	中野町北部町内会
1- 1-23	新明町内会	2- 4- 4	中野町南部町内会
	市塚町内会	2- 5	味美上ノ町区
	柳坪町内会	2- 6	<u>西本町区</u> (2-6-1 ~ 2-6-4)
	石塚町内会		西本町1丁目町内会
	ビレッジハウス牛山川脇自治会		西本町2丁目町内会
1-2	<u>春日井区</u> (1-2-2 ~ 1-2-17)		西本町3丁目町内会
	春日井町町内会		味美西本町町内会
	春日井上ノ町町内会	2-7	<u>花長町区</u> (2-7-1、2-7-2)
	中町町内会		花長町1丁目町内会
	黒鉾町町内会		花長町2丁目町内会
	西屋町町内会	2-8	南花長町区
	四ツ家町町内会	2-9	<u>知多町区</u> (2-9-1 ~ 2-9-4)
	前並町町内会		知多町1丁目町内会
	高山町町内会		知多町2丁目町内会
	西高山町町内会		知多町3丁目町内会
	宮町町内会		知多町4丁目町内会
	如意申町町内会	2-10	味美町区 (2-10-1 ~ 2-10-3)
	稲口町町内会		味美町南町内会
	宗法町町内会		味美町西町内会
	下屋敷町町内会		味美町北町内会
	知光院町内会	2-11	<u>美濃町区</u> (2-11-1、2-11-2) 美濃町1、0-7日町中合
1- 3 1- 4	松山住宅自治会		美濃町1・2丁目町内会
1- 4 1- 5	新開東町内会		美濃町3丁目町内会 勝川区 (2-1-1 ~ 2-1-32)
1- 5	助作山町内会	3- 1	<u>勝川区</u> (3-1-1 ~ 3-1-32)

町内会コード	町内会名	町内会コード	町内会名
3- 1- 1	御幸町南部町内会	4-11	
3- 1- 2	御幸町中部町内会	4-12	<u>柏井区</u> (4-12-1 ~ 4-12-8)
3- 1- 3	御幸町北部町内会	4-12- 1	柏井町1丁目町内会
3- 1- 4	勝川1区町内会	4-12- 2	柏井町2丁目町内会
3- 1- 5	追進町町内会	4-12- 3	柏井町3丁目町内会
3- 1- 6	勝川町3丁目町内会	4-12- 4	柏井町4丁目町内会
3- 1- 7	勝川住宅町内会	4-12- 5	柏井町5丁目南町内会
3- 1- 8	勝川2区西町内会	4-12- 6	柏井町5丁目北町内会
3- 1- 9	勝川2区中町内会	4-12- 7	柏井町6丁目町内会
3- 1-10	勝川2区東町内会	4-12- 8	柏井町7丁目町内会
3- 1-11	勝川3区下町内会	4-13	細木町内会
3- 1-12	惣中町内会	4-14	松河戸区
3- 1-13	勝川新町町内会	4-15	<u>松新町区</u> (4-15-1 ~ 4-15-14)
3- 1-15	大和通一丁目町内会	4-15- 1	松新町1丁目町内会
3- 1-16	天神町町内会	4-15- 2	松新町2丁目西町内会
3- 1-18	勝川3区上町内会	4-15- 4	松新町2丁目東町内会
3- 1-20	勝川町8丁目西町内会	4-15- 5	松新町3丁目東町内会
3- 1-22	南東山町内会	4-15- 6	松新町3丁目西町内会
3- 1-23	西角崎町内会	4-15- 7	松新町3丁目南町内会
3- 1-25	東角崎町内会	4-15- 8	松新町4丁目北町内会
3- 1-28	ダイナース御幸町内会	4-15- 9	松新町4丁目南町内会
3- 1-29	ライオンズ勝川町内会	4-15-10	松新町5丁目北町内会
3- 1-30	シャトレ勝川町内会	4-15-11	松新町5丁目南町内会
3- 1-31	天神町南町内会	4-15-13	松新町6丁目南町内会
3- 1-32	パークホームズ勝川プレミアマーク町内会	4-15-14	松新町3丁目中町内会
3-2	県営天神住宅町内会	4-16	下津区
3-3	旭町町内会	4-17	<u>中切区</u> (4-17-1 ~ 4-17-5)
3- 4	西八田山町内会	4-17- 1	中切第1町内会
3- 5	勝川町8丁目東町内会	4-17- 2	中切第2町内会
3- 6	勝川駅南8丁目町内会	4-17- 3	中切第3町内会
4-1	<u>徳農北区</u> (4-1-1 ~ 4-1-4)	4-17- 4	中切第4町内会
4-1-1	前田町内会	4-17- 5	中切第5町内会
4- 1- 2	妙慶町内会	4–18	<u>下条区</u> (4-18-1 ~ 4-18-8)
4-1-3	北妙慶町内会	4-18- 1	下条町3丁目町内会
4- 1- 4	旭町北町内会		下条町四坊島町内会
4-2	徳農南町内会	4-18- 3	下条町中屋敷町内会
4-3	徳農中町内会	4-18- 4	下条町1丁目町内会
4-4	<u>下条原区</u> (4-4-4 ~ 4-4-7)	4-18- 5	下条町西屋敷町内会
4-4-4	八幡町町内会	4-18- 6	下条町北本町内会
	柏西町内会	4-18- 7	下条町東屋敷町内会
4-4-7	八幡町西部町内会		下条町2丁目町内会
4-5	八光町3丁目町内会	4–19	小野区 (4-19-1 ~ 4-19-9)
4-8	旭町3丁目町内会	4-19- 1	小野町1丁目町内会

町内会コード	町内会名	町内会コード	町内会名
4-19-2		5- 1	<u>八田朝宮区</u> (5-1-1 ~ 5-1-11)
4-19- 3	小野町3丁目町内会	5- 1- 1	上八田東嶋町内会
4-19- 4	小野町4丁目町内会	5- 1- 2	下八田町内会
4-19- 5	小野町5丁目町内会	5- 1- 3	桃園町内会
4-19- 6	小野町6丁目町内会	5- 1- 4	八田新町町内会
4-19- 8	小野区サザンクラス $\alpha$ 町内会	5- 1- 5	中島町内会
4-19- 9	小野区サザンクラス $\beta$ 町内会	5- 1- 6	西島町内会
4–20	町田区	5- 1- 7	長池町内会
4-22	小野ハイツ自治会	5- 1- 8	大光寺町内会
4–23	篠田町町内会	5- 1- 9	朝宮町内会
4–24	王子町内会	5- 1-10	県営八田住宅自治会
4–25	<u>上条区</u> (4-25-1 ~ 4-25-31)	5- 1-11	市営上八田住宅自治会
4-25- 1	駅南町内会	5- 3	<u>柏原町内会連合会</u> (5-3-2 ~ 5-3-10)
4-25- 2	コープ野村 I 町内会	5- 3- 2	柏原町2丁目町内会
4-25- 3	コープ野村Ⅱ町内会	5- 3- 3	柏原町3丁目町内会
4-25- 4	土井ノロ町内会	5- 3- 4	柏原町4丁目町内会
4-25- 5	上三町内会	5- 3- 5	柏原町5丁目町内会
4-25- 7	北御油町内会	5- 3- 6	瑞穂通1丁目町内会
4-25- 9	寄京北町内会	5- 3- 7	瑞穂通2丁目町内会
4-25-10	寄京南町内会	5- 3- 8	瑞穂通3丁目町内会
4-25-11	上条本町町内会	5- 3- 9	瑞穂通4丁目町内会
4-25-12	レインボー春日井町内会	5- 3-10	若草通5丁目町内会
4-25-13	上六町内会	5-4	駅前町内会
4-25-14	塚越北町内会	5- 5	春日井プリンスハイツ自治会
4-25-15	塚越南町内会	5- 6	リリーハイツ春日井管理組合
4-25-16	シャトー春日井町内会	5-7	<u>弥生区</u> (5-7-1、5-7-2)
4-25-17	御油東町内会	5- 7- 1	弥生西町内会
4-25-18	御油西町内会	5- 7- 2	弥生東町内会
4-25-19	御油北町内会	5- 8	月見町町内会
4-25-22	寺中町内会	5-9	赤堀区
4-25-23	田中町内会	5-10	勤倹住宅町内会
4-25-24	東邦町内会	5-11	鳥居松町内会
4-25-25	富ケ丘町内会	5-12	プリンスハイツ鳥居松町内会
4-25-26	幟町内会	5-13	県営鳥居松住宅自治会
4-25-28	サンハウス春日井駅町内会	5-14	柏原新町町内会
4-25-29	プリンスハイツ春日井南町内会	5-16	ロフティ勝川ウイングガーデン自治会
4-25-31	乾島町内会	5-17	柏原町一丁目の会
4–26	杁ケ島町内会	5-18	曽里見町内会
4–27	杁ケ島住宅町内会	5-19	鳥居松2丁目北町内会
4–28	旭町町内会	5-20	勤倹町内会
4-31	八光若草通町内会	5-21	白鳥町内会
4–33	森山田町町内会	5-22	東町内会
4-34	東町内会西組	6- 1	<u>大手区</u> (6-1-1 ~ 6-1-6)

町内会コード	町内会名	町内会コード	町内会名
6-1-1	本田新町町内会	6-10-17	
6- 1- 2	大手本田町内会	6-12	シャルマン春日井町内会
6- 1- 3	大手東島町内会	7- 1	<u>八事区</u> (7-1-1 ~ 7-1-13)
6- 1- 4	大辻町内会	7- 1- 1	八事第1町内会
6- 1- 5	大手田酉町内会	7- 1- 2	八事第2町内会
6- 1- 6	一般社団法人 ヴェルデア・ガーデン春日井大手自治会	7- 1- 3	八事第3町内会
6-2	岩野区	7- 1- 4	八事第4町内会
6-3	黒福区	7- 1- 5	八事第5町内会
6-4	<u>上田楽区</u> (6-4-1 ~ 6-4-11)	7- 1- 6	八事第6町内会
6-4-1	坊中町内会	7- 1- 7	八事第7町内会
6-4-2	廻間町内会	7- 1- 8	八事第8町内会
6-4-3	宮本団地町内会	7- 1- 9	八事第9町内会
6-4-4	宮後北町内会	7- 1-10	八事第10町内会
6- 4- 5	宮後南町内会	7- 1-11	八事第11町内会
6-4-6	庄司山町内会	7- 1-12	八事第12町内会
6- 4- 7	内浦町内会	7- 1-13	八事第13町内会
6-4-8	坊ノ越町内会	7-2	鳥居松町割区
6-4-9	北条町内会	7-3	鳥居松上ノ町区
6- 4-11	シルクタウン北条町内会	7-7	春見町町内会
6- 5	<u>田楽区</u> (6-5-1 ~ 6-5-5)	7- 8	ことぶき町町内会
6- 5- 1	南条町内会	7-9	穴橋町内会
6- 5- 2	権現町内会	7–10	穴橋南町内会
6- 5- 3	郷中町内会	7-11	穴橋自治会
6- 5- 4	富士町内会	7-12	穴橋中町内会
6- 5- 5	北植田町内会	7-13	穴橋町3丁目町内会
6- 6	町屋区 (6-6-1 ~ 6-6-4)	7-14	<u>関田区</u> (7-14-5 ~ 7-14-17)
6- 6- 1	上町屋町内会	7-14- 5	小木田町内会
6-6-4	新町屋町内会	7-14- 6	林島町内会
6- 8	萱場町内会	7-14- 7	貴船西町内会
6-9	大縄手団地自治会	7-14- 8	貴船東町内会
6-10	桃山区 (6-10-1 ~ 6-10-17)	7-14- 9	南乙輪町内会
6-10- 1	定野第1町内会	7–14–10	北乙輪町内会
6-10- 3	桃山組町内会	7–14–11	関田東町内会
6-10- 4	西組町内会	7-14-12	関田西町内会
6-10- 6	東嶋町内会	7-14-13	菅大臣町町内会
6-10- 7	南組町内会	7-14-14	篠木1・2丁目町内会
6-10- 9	北山C組町内会	7-14-15	篠木3・4丁目町内会
6-10-10	北山D町内会	7-14-16	篠木5丁目町内会
	北山第一町内会	7-14-17	割塚町内会
	北山第2町内会	7–15	春日井シャトー自治会
6-10-13	春日井自衛隊官舎地区町内会	7–16	浅山町自治会
6-10-14	新町町内会	7–17	梅ケ坪町自治会
6-10-15	シャトー桃山町内会	7–19	篠木町5・6丁目北町内会

4	篠木1・2丁目町内会
5	篠木3・4丁目町内会
6	篠木5丁目町内会
17	割塚町内会
	春日井シャトー自治会
	浅山町自治会
	梅ケ坪町自治会
	篠木町5・6丁目北町内会

41

町内会コード	町内会名	町内会コード	町内会名
7–20	 自由ヶ丘町内会	8-11- 9	 東野町9丁目町内会
7–21	緑ケ丘町内会	8-11-10	東野町10丁目町内会
7–22	高見ケ丘町内会	8-11-11	東野町西1丁目町内会
7–23	みどり台町内会	8-11-12	東野町西2丁目町内会
7–24	堀新町内会	8-11-13	東野町西3丁目町内会
7–25	篠木東自治会	8-11-16	東野新町1丁目町内会
7–26	東瑞穂町内会	8-11-17	東野新町2丁目町内会
7–27	熊野町北1丁目町内会	8-11-19	ライオンズガーデン町内会
7–28	篠木四ツ谷町内会	8-12	下原区
7–29	セブンスターマンション第2春日井自治会	8-14	春日井桃花園自治会
7–30	篠木5丁目北2組	8-15	東山池下町内会
7-31	カーサ篠木町内会	8-16	市営下原住宅自治会
7–32	市営篠木住宅B棟自治会	8-17	市営下原第2住宅自治会
7–33	市営篠木住宅A棟自治会	8-18	松原住宅自治会
8- 1	道場山親和会	9- 1	下市場区 (9-1-1 ~ 9-1-4)
8- 2	西山住宅町内会	9-1-1	篠木町7丁目南部町内会
8- 3	道場山市営住宅A町内会	9- 1- 3	下市場町内会
8- 4	道場山市営住宅B町内会	9- 1- 4	下市場北町内会
8- 5	道場山市営住宅C町内会	9-2	大泉寺区
8- 6	道場山市営住宅D町内会	9-3	<u>不二ガ丘区</u> (9-3-1 ~ 9-3-3)
8- 7	道場山市営住宅E町内会	9-3-1	不二ガ丘 1 丁目町内会
8- 8	道場山市営住宅F町内会	9-3-2	不二ガ丘2丁目町内会
8- 9	<u>六軒屋町内連合会</u> (8-9-1 ~ 8-9-10)	9-3-3	不二ガ丘3丁目町内会
8-9-1	六軒屋1丁目町内会	9-4	牛毛区
8-9-2	六軒屋2丁目町内会	9-5	野田区
8-9-3	六軒屋3丁目町内会	9- 6	名栗区
8-9-4	六軒屋4丁目町内会	9-7	宮ノ越区
8- 9- 5	六軒屋5丁目町内会	9-8	桜佐区
8-9-6	六軒屋6丁目町内会	9-9	かすがい苑自治会
8- 9- 7	六軒屋西1丁目町内会	9-10	堀ノ内区 (9-10-1 ~ 9-10-5)
8-9-8	六軒屋西2丁目町内会	9-10- 1	堀ノ内区一丁目町内会
8-9-9	六軒屋西3丁目町内会	9-10- 2	堀ノ内区二丁目町内会
8- 9-10	松山台町内会	9-10- 3	堀ノ内区三丁目町内会
8-10	南下原町内会	9-10- 4	堀ノ内区四丁目町内会
8-11	<u>東野連合区</u> (8-11-1 ~ 8-11-19)	9-10- 5	堀ノ内区五丁目町内会
8-11- 1	東野町1丁目町内会	9-11	堀ノ内町北町内会
	東野町2丁目町内会	9-12	ステーション北堀ノ内町内会
	東野町3丁目町内会	9-13	神領区
8-11- 4	東野町4丁目町内会	9-14	神領住宅町内会
	東野町5丁目町内会	9-15	神領東町内会
8-11- 6	東野町6丁目町内会	9-16	荒子町内会
8-11- 7	東野町7丁目町内会	9-18	神領団地町内会
8-11- 8	東野町8丁目町内会	10- 1	大留上区

町内会コード	町内会名	町内会コード	町内会名
10- 2		12-4	藤山台公団住宅自治会
10- 4	五反田町内会	12- 5	藤山台10丁目町内会
10- 5	出川区	12- 6	藤山台8・9・10丁目町内会
10- 7	西富士自治会	12-7	藤山台団地特別分譲住宅町内会
10- 8	出川6丁目南町内会	12- 8	藤山台特別分譲住宅東町内会
10- 9	出川町7丁目町内会	12-9	藤山台普通分譲住宅町内会
10-11	松本区	12-10	藤山台東住宅管理組合
10-12	東神明区	13- 1	白山町6丁目町内会
10-13	東神明町内会	13-2	白山町7丁目町内会
10-14	庄名町内会	13- 3	白山町8丁目町内会
10-15	気噴町自治会	13-4	岩成台西町内会
10-16	気噴北区	13- 5	岩成台西団地町内会
10-17	不二町町内会	13- 6	岩成台3丁目町内会
10-18	高蔵寺区	13- 7	岩成台西第2住宅自治会
10-99	白山町内会連合会(10-19、20、31、13-1~3)	13- 8	公団岩成台西団地自治会
10-19	白山町1丁目町内会	13-9	岩成台団地自治会
10-20	白山東町内会	13-10	岩成台一丁目町内会
10-21	白山公社住宅町内会	13-11	岩成台2丁目町内会
10-22	白山町3丁目町内会	13-12	岩成台5丁目町内会
10-23	高座台1丁目町内会	13-13	岩成台7丁目町内会
10-24	高座台3丁目町内会	13-14	東山舎管理組合
10-25	高座台スカイマンション自治会	13-15	サンヒルたかくら町内会
10-28	高蔵寺ガーデンスクエア町内会	13-16	サンハイツたかくら町内会
10-29	高座台4丁目町内会	13-17	サンガーデンたかくら町内会
10-31	白山西町内会	13-18	タウン岩成台町内会
11- 1	上野区	14- 1	高森台町内会
11-2	坂下区	14-2	高森台2丁目町内会
11- 3	欅ケ丘自治会	14-3	高森台南町内会
11- 4	春日井ネオポリス自治会	14-4	高森台3丁目町内会
11- 5	廻間町区会	14- 5	高森台4丁目南町内会
11- 6	かすが台自治会	14- 6	高森台東町内会
11-7	神屋区	14-7	西高森台町内会
11- 8	神屋団地町内会	14-8	高森台団地自治会
11-9	美しが丘団地自治会	14-9	高森台中町内会
11-10	明知区	14-10	サンタウン高森台町内会
11-11	西尾区	14-11	高森台4丁目北町内会
11-12	内津区	14-12	県営東高森台自治会 東高森台町内会自治会連絡会
11-13	春日園自治会	14-99	(14-13, 14, 18, 19, 28, 29)
11-14	緑が丘自治会	14-13	高森台6丁目町内会
11-15	A Y 自治会	14-14	東高森台町内会
12-2	西藤山台町内会	14-15	高森台7丁目町内会
12-3	宮前自治会	14-16	高森台南団地町内会
12-99	藤山台地区町内会自治会連絡会(12-4~9)	14–18	高森台細野町内会

町内会コード	町内会名	町内会コード	町内会名
14-19	石尾台4丁目自治会	15- 6	石尾台北町内会
14-20	中央台町内会	15- 7	石尾台中央自治会
14-21	中央台団地自治会	15- 8	石尾台町内会
14-22	中央台団地特別分譲住宅管理組合	15- 9	石尾台東町内会
14-23	メゾン中央台自治会	15-10	石尾苑管理組合
14-24	メゾン中央台第二自治会	15-11	タウン石尾台第 1 住宅自治会
14-25	リバピア中央台町内会	15-12	タウン石尾台第2住宅自治会
14-26	メイツ高森台自治会	15-13	タウン石尾台自治会
14-27	フレスト春日井中央台自治会	15-14	石尾台南町内会
14-28	高森台7丁目北町内会	15-15	細野・外之原上区
14-29	東高森台県公社団地自治会	15-16	外之原中区
14-30	高森台1-19の会	15-17	玉野区
15- 1	押沢台町内会	15-18	木附区
15- 2	押沢台北町内会	15-19	玉野台町内会
15- 3	押沢台南町内会	15-20	コーポラティブハウス木附の里自治会
15- 4	押沢台6丁目町内会	15-21	イーズ・アベニュー木附自治会
15-99	石尾台町内会自治会協議会(15-5~14、22)	15-22	石尾台県公社団地自治会
15- 5	石尾台自治会	15-23	イーズ・アベニュー木附南自治会

◆町内会コードは、次のとおりおおむね中学校区の単位で編集されています。

1	西部中学校区	5	柏原中学校区	9	南城中学校区	13	岩成台中学校区
2	味美中学校区	6	鷹来中学校区	10	高蔵寺中学校区	14	高森台中学校区
3	知多中学校区	7	東部中学校区	11	坂下中学校区	15	石尾台中学校区
4	中部中学校区	8	松原中学校区	12	藤山台中学校区		

	令和7年4月1日現在
単独の区・町内会・自治会数	230
町内会を有する区数	3 4
区に属する町内会数	282
計	546

— Memo —					

— Memo —					



このページは財源確保のため有料広告を掲載しています。広告について、春日

ご相談下さい!

このページは財源確保のため有料広告を掲載しています。広告について、春日 井市が推奨するものではなく、この内容に関するお問い合わせは直接広告主にお 願いいたします。

Email info@ka.jiura-biz.com

パソコン

区・町内会・自治会のしおり					
発行年月 令和7年5月					
編集·発行 春日井市市民生活課					
春日井市区長町内会長連合会					
(事務局 春日井市市民生活課内)					
春日井市鳥居松町5-44					
電話 (0568) 85-6617					
FAX (0568) 84-8731					
メールアドレス seikatsu@city.kasugai.lg.	jp				